平成２７年（フ）第９０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田763番地３　エクセレンス和田Ⅱ―201号、前住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目19番20号
債務者　佐藤正一郎
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　康祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１８号
仙台市太白区郡山３丁目24番15号　ロキシーグリーンキャッスルＡ205
債務者　鈴木　嘉晃
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
東京都東村山市本町４丁目19番地　本町アパート15―404
債務者　林　　清昌
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
愛媛県松山市千舟町１丁目４番地５　眞和ビル603号
債務者　髙井真由美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１３号
群馬県高崎市大橋町76番地１　ゴールドクレイ北高崎202号
債務者　高橋　大地
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４３２号
埼玉県久喜市吉羽３丁目19番地２　フラッツＢ101
債務者　上島　正幸
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
埼玉県久喜市吉羽３丁目19番地２　フラッツＢ101
債務者　上島　晴菜
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目184番地20
債務者　阿久津英司
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
埼玉県戸田市笹目南町38番13―305号
債務者　坂井　敏也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
埼玉県蕨市塚越６丁目28番７号　グリーンロードＴＡＮＡＫＡ101号
債務者　山田　泰大
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８７号
埼玉県川口市戸塚東２丁目26番２号メイプルハイツ201
債務者　菅原　勝也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
埼玉県川口市本町４丁目10番９号　メゾン・リビエール101号
債務者　狩野　　剛
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２７号
埼玉県加須市北下新井186番地15
債務者　近江　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４０号
さいたま市岩槻区加倉１丁目７番12―102号
債務者　小川　伸一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６０号
埼玉県新座市新座２丁目17番１号　ウッディー新座106号室
債務者　久保田進一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番75号　ジュネシオン新越谷101
債務者　山本　和也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
静岡県駿東郡長泉町本宿325番地の１　明星荘201号、前住所静岡県田方郡函南町大土肥110番地の３
債務者　塩野　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係